

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

移住促進により地域を元気にするプロジェクト「移住するなら京都」

2 地域再生計画の作成主体の名称

京都府、京都府京都市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府与謝野町

3 地域再生計画の区域

京都府の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

○これまでの取組と課題

平成28年度に「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例」を制定し、移住者を受け入れたい地域について農村部等に存在する空家と耕作放棄地を見える化し、移住相談窓口

に相談に訪れる移住希望者と地域とのマッチングにより農村部等の振興に取り組むこととした。その結果、農村部等の維持に大きな力となったが、一方で移住相談者数が年々増加（京都府及び市町村の移住相談窓口等による対応件数：⑧2,405件→⑦7,262件）する反面、農村部等以外で自分の希望する生活を実現したい者が増加し続け、ニーズのかなりに応え切れていないことが明らかとなった。（相談件数に対する移住者数の増加との差が拡大）

特に、農村部等への移住や農林水産業への就業支援だけでは限界があり、移住者の希望する生活環境やコミュニティへの受入への対応が必要だが、地域や市町村による対応だけでは困難であることが明らかとなってきた。

○移住に関する新たなニーズの出現（新たな暮らし・働き方に対する関心の高まり）

今まで距離や時間が移住や就業のネックとなっていたが、ICT・IoT技術等によりある程度制限を受けずに自分の希望する生き方が実現しやすくなり始めている。

また、直近の内閣府調査では東京圏在住者の約50%が「地方暮らし」に関心を持っており、中でも東京在住者の内、地方圏出身者については、「地方暮らし」を意識したきっかけとして、

「将来のライフプランを考えたこと」という回答が32%と最も多くなる等、単に地方や田舎に住んでみたいということではなく、地方でこんな生活がしたいという明確な目的意識を持った移住希望者が増加している。加えてコロナ禍により広がりを見せているテレワークやサテライトオフィスによる勤務経験がある人ほど、地方移住に高い関心を持っているとの調査結果が示されている（出典：内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」）。

こうした状況の変化はチャンスであるとともに、地域や自治体による取組だけでは不可能であることからハードルともなっており、昨年度から始まった「地方創生テレワーク」をはじめ、全国的な「デジタル田園都市構想」の取組とも連携しつつまちづくり全体を考え、総合的な広域連携・施策連携により移住者の希望する生活環境を実現（提示）することが新たな課題となっている。

（1）移住と地域づくりの関係性

①（移住者のニーズに応えるために必要となる）生活環境改善やコミュニティへの受入・定住促進を総合的に展開した上で、移住等による多様な人材の受入によってまちづくりを行うには地域に関わる様々な主体と連携することが必須であるが、移住等の取組によって一体となりやすい単位（小学校区や自治会単位）では取組のノウハウが少なく、体制が脆弱であり、当該地域だけでは限界が生じてきている。

②生活利便性の向上や多種多様な就業、起業支援など複数の施策との密接な連動が必須となるが、他自治体や地域外企業との連携した取組によって外部の人材・企業等のノウハウを幅広く取り込むことは、当該地域と単一の自治体だけでは限界がある。

③「農村地域での生活」のようにわかりやすいニーズでなく、自分が実現したい生活が可能かIT上で検索・比較する移住者が増加したことに対応して、様々な選択肢を分かりやすく同一情報源で提示しないと選択されない確率が高くなっており、それぞれの地域におけるPRポイントを打ち出しつつ、その選択肢の多様性を提示しないと移住を検討する際の優位性が低くなる。

④二地域居住や関係人口としての地域への関わりなどが広がる中で、居住地と職や活動の拠点となる地域が異なる場合も一般的になっていることから、単体の自治体による取組では支援が困難となっている。

（2）移住を受入れられる地域や対応の拡大（区域の数とタイプの拡充）

①移住者向けの情報提供が地域単位、施策単位でバラバラで、移住地や就業先が明確に決まっていない場合、自分が希望する生活ができるのか比較検討することは現状では事実上困難となっている。

また、比較的受入体制が整っている農村部以外に移住等による地域活性化やまちづくりの取組を広げる場合であっても、単独の地域で交流環境や居住可能住宅・就業先の仲介等、移住者に必要なすべての受入体制を整えることは困難であり、ニーズに対応できない部分については広域で対応しなければ、受入体制整備によって地域が疲弊し、取組の持続性を確保することは困難である。

（３）周知度アップによる移住検討者数の増加

- ①当該地域で実現可能な生活や地域の特色ある活動について、ネット上で情報を検索・閲覧できるよう整備することに加え、当該地域ごとに、ターゲットとして有望な移住希望者に対して、アウトリーチ型で情報発信することが必要だが、府外にアプローチしていくための手段が構築できていない。
- ②また、京都府内の人口減少地域は、阪神圏から１時間半程度で移動可能であるが、移住者へのアプローチが市町村単体での動きとなっており、阪神圏の住民に十分な知名度を持つとは言いがたい。
- ③関係人口や企業の地域内での活動を総合的に地域に繋げる動きが乏しく、また、観光、就職案内、ワーケーション、移住など様々な地域への誘導事業を行政、民間ともに行っているが、それらをまちづくりに生かすための施策を広域に、全体的な方向性（テーマ）として定めることが難しく、結果として施策が縦割りとなっており効果が限定的になっている。

（４）移住者へのフォローアップ、交流人口や関係人口との循環拡大

- ①多種多様な人材を多様な地域に受け入れることで地域（コミュニティ）へも新たな障壁が発生しかねず、また、移住者だけでコミュニティが形成された場合、受入地域にとっては狙いと異なる結果となりかねない。
- ②未体験の地域への移住は孤立や軋轢に繋がりがやすく、地域内で交流相手を探すことも困難で、結果的に定住につながらない場合も見受けられるため、貴重な移住者を確実に定住につなげるための取組が必要である。
- ③モータリゼーションが進んだ事を前提とした地域の交通状況を鑑み、公共交通が進んだ地域からの移住を促進するためには、地域によっては住民との交流を担保する上で移動手段についてもカスタマイズが必要である。

（５）移住者の「職」への支援＋関係人口の取込

- ①移住者の受入に積極的な地域内においては十分な仕事を提供しきれない。また、工場の誘致や企業の移転にも一定の限界が生じている。
また、移住者の中には職業を具体的に決めていない者も多いことから、元々の地域住民が希望する職種とバッティングしないよう、地域で新たな仕事の創出や人手不足企業への戦略的な誘導等の工夫が課題となっている。
- ②地域企業による雇用可能人数拡大には限界もあり、関係人口（二地域居住者等）や地域外企業、大学生等による地域での活動を地域の経済活動や雇用に繋げることが移住者の「職」の確保に必要となるが、単独の地域や市町村では地域外の組織との交流を経済活動まで広げるには限界があり、活動地域とマッチングすることや、類似する活動を結びつけ取組を拡大していく等の取組には広域連携や組織の仲介を通じたマッチング等が必要となる。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

<事業の背景>

○地域創生の担い手不足

京都府の人口は平成16年をピークに減少を始めているが、地域によっては、人口減少による地域の活力不足だけでなく、地域創生の担い手不足にまでいたりはじめた。

これに対し、平成27年度に策定した「京都府人口ビジョン」において、

①出生率改善による自然減の緩和②定住人口対策による社会減の均衡もしくは社会増への反転③交流人口の視点による地域の活力維持等に長期的に取り組むことで一定の緩和が可能との見通しを立てるとともに、「地域創生戦略」を策定し、地域の活性化と担い手不足の解消等に総合的に取り組むこととした。

特に、農山漁村等をはじめとする一部の地域では、地域の担い手不足が耕作放棄地の増加など他の課題にまで結びつき始め、府は市町村と連携し、移住促進に取り組むとともに、移住を含めた地域課題への対応を総合的かつ広域的に実施する必要性が高くなっていた。

<将来像>

地域の活性化及び地域コミュニティの維持を目的として、移住者を地域に積極的に受入れ、移住者や関係人口が活躍しやすい地区を府内に百数十地区（小学校区程度の単位を想定）設けることで移住の促進を地域の活性化に繋げやすくするための核となる取組を、府内各地に展開する。

また、地域の特色に合わせた活躍テーマを明示することによりその地域が期待するジャンルの地域創生の担い手が流入しやすくなり、現在京都府で進行中の「子育てにやさしいまちづくり」「DMOを核とした地域づくり」と並行して、様々な人がその特性を活かしながら京都府内のどこかで自分の活躍できる場所を見つけられることが地域の活性化に同時に繋がるwinwinの地域づくりに取り組む。

こうした京都府を府民が移住者を受け入れつつ目指すことで、農山漁村地域の維持と同時に、伝統や文化と先端技術が同居する「京都ならではの暮らし・生き方」を実践し、新しい地域づくりに取り組み続ける地域が広域的に連携し、他地域から京都を訪れた人が京都府内各地の中から、自分の実現したい生き方や追いかけていたいテーマに合った生活やダイバーシティに惹かれ様々な知識・経験・技能等を持った人が訪れ、活動し、暮らすことができる、多くの移住検討者を選ばれる「移住するなら京都」への取り組みが地域の活性化に繋がるという好循環を目指す。

【数値目標】

K P I ①	京都府条例に基づく「移住促進特別区域」へ移住した人数（年間）						単位	人
K P I ②	京都府条例に基づく「移住促進特別区域」のうち、「移住者受入・活躍応援計画」を策定し地域の特性に応じた移住者や関係人口と協働で地域作りに取り組む地域数（新規取り組み地域）						単位	地域
K P I ③	当該年度の移住者の定住率（令和元年度実績の維持）						単位	%
K P I ④	-						単位	-
	事業開始前 （現時点）	2022年度 増加分 （1年目）	2023年度 増加分 （2年目）	2024年度 増加分 （3年目）	2025年度 増加分 （4年目）	2026年度 増加分 （5年目）	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	0.00	200.00	300.00	310.00	310.00	310.00	1,430.00	
K P I ②	0.00	2.00	5.00	6.00	6.00	3.00	22.00	
K P I ③	91.40	0.00	0.00	-3.00	1.00	2.00	0.00	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	0.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

移住促進により地域を元気にするプロジェクト「移住するなら京都」

③ 事業の内容

(1) オール京都体制（関係者の連携）の構築と施策間連携

○移住条例の制定（時限立法としてR4～R8年度の5年間の取組）

府は市町村や関係機関等とも連携した上でオール京都体制により移住促進と地域活性化を総合的に進めることを理念とした上で、5年間で集中的に取組を展開することとした。

○地域づくりのテーマの対外的な明示と他施策との連携強化

「移住促進特別区域」の設定、そのうち、更に市町村が「移住者受入・活躍応援計画」を策定した地域の設定により、移住者を受け入れることで取り組みたい地域づくりのテーマを比較選択できるよう対外的に明示する中で、新たな視点や知識・技能を持つ地域創生の担い手を確保、移住促進による地域活性化を目指し、それぞれが広域的に連携することで、成果が域内に波及することを狙う。

■交付金事業外で実施：本事業と連携

＜移住促進特別区域の指定＞（府）

＜移住者受入・活躍応援計画の認定＞（府）

＜移住者受入・活躍応援計画の策定＞（市町村）

移住促進特別区域のうち、市町村が拠点を定め、移住を地域の活力づくりに繋げるソフトハード含めたまちづくりの取組を行う計画を策定、計画に基づく事業を実施

(2) 移住を受入れられる地域や対応の拡大（区域の数とタイプの拡充）

「移住促進特別区域」に期待される属性（子育て世帯、地域産業の担い手等）とともに京都府移住情報サイトにデータベース化し、府内全ての該当地域について一元的にオンライン検索が可能な状態を確保する。

また、「移住促進特別区域」の取組に加え、期待する移住者像を明らかにし、市町村が「移住者受入・活躍応援計画」を基に、そのテーマに沿った地域づくりがしやすい住宅・仕事・交流環境へ誘導することで、移住者の満足度と取組の持続性を確保し、移住から定住までのワンストップの支援を行う。

■交付金事業外で実施：本事業と連携

＜移住促進特別区域の数・タイプの拡充＞（府・市町村連携）

テレワーク等の新たな働き方や二地域居住などの生活が可能な地域等、区域のタイプを充実させる

＜不動産取得税の軽減＞（府）

＜金利負担軽減事業＞（府）

＜移住促進特別区域内のバンク登録空家の家財整理補助＞（府・市町村連携）

■交付金により実施する事業

＜移住情報の一元管理、オンライン化＞（府）

地域情報や住まい、仕事に関する支援施策を行政だけでなく民間の情報も含めて、一元的に発信すると同時に各情報を広域的に一括でリアルタイムに確認・比較できるシステムを構築。多様な実践メニューを用意することで移住検討者の具体的な行動に繋げる

＜企業連携移住促進事業＞（府）

移住促進特別区域の地域協議会等と連携する企業、団体等が従業員として移住者を雇用するために住まい（宿舍、賃貸住宅等）の設置を支援

＜地域内の空家改修による移住者受入促進＞（府・市町村）

条例に基づき認定した「移住者受入・活躍応援計画」に基づき、市町村が移住者に期待する人物像を対外的に示した上でソフトハード含めた移住者の受入と移住者の活躍を地域の活力づくりに繋げる取組を行う地域において、本取組に参画する移住者を戦略的に地域の希望する住宅や集落等に誘導するため、登録された空家を居住するための仕様変更等の改修費用を補助

＜上記と連動する各市町村事業＞

移住者を受け入れたいと考える地域について、受け皿となる住宅を掘り起こす仕組みづくりや、交流促進、地域での仕事作り、外部の関係人口とのビジネスマッチングなど移住受入と地域活性化を両立させるための体制を整備

(3) 周知度アップによる移住検討者数の増加

アウトリーチ型の情報発信を実施。デジタル技術を活用した移住希望地域に関する情報の入手や疑似体験と同時に、相談対応から現地案内、移住、定住までをワンストップで伴走支援する体制を構築し、2025年の大阪・関西万博開催を契機とし、阪神圏で活動している都市部企業等に対し、JR西日本やDMOと連携し、戦略的プロモーションと各地域への合同マッチングを実施するなど、地域に新たな活動者等呼び込み、人とモノの流れを創出する。

■交付金事業外で実施：本事業と連携

＜貨客混載を活用したビジネスマッチング＞（府・市町村連携）

JR西日本及び金融機関と連携し、各地域と事業者とのビジネスマッチング（観光庁委託事業を発展的に継承）

■交付金により実施する事業

＜アウトリーチ型情報発信拠点の設置・運営＞（府）

「京都移住センター」を設置（新たに設置）。オンラインを活用した情報発信、相談者情報の共有などを行うとともに、起業や地域間連携・施策間連携を含めた複合的な課題に新たに対応するワンストップ体制を構築する。同時に、地域進出企業だけでなく、金融機関やJR、NPOなど広域的に地域のインフラ等に関わる組織とのマッチングを図る

＜移住検討者への戦略的プロモーションの実施＞（府）

JR西日本と連携し、関西圏の駅及び電車車両内において、デジタルサイネージ等を活用した移住PRを行い、イベントへ誘導。観光を含めた各種イベントにおいて、地域紹介や住まい、仕事とのマッチング、DMOと連携した観光やワーケーション企画への誘導、地域のテレワーク施設紹介、地域の特産品の販売など、京都府への移住・移住・体験への各ニーズに複合的に対応してPR

＜上記と連動する各市町村事業＞

移住検討者が移住後の生活について具体的に検討しやすいよう、オンライン等を活用した情報発信を実施

（４）移住者へのフォローアップ、交流人口や関係人口との循環拡大

移住者とともに取り組みたい地域づくりのテーマを公表、事前の地域体験を提供することでミスマッチングを減らすとともに、地域内外との交流機会の確保や先輩移住者による相談など受入体制を広域的に展開し、多様性を確保したネットワークの構築を促進することで、一時的に低下することが想定される定住率を現行の値に回復させる。

■交付金事業外で実施：本事業と連携

＜先輩移住者ネットワークの構築＞（府・市町村連携）（交付対象外）

行政機関は横断的な庁内機関の連絡体制を構築するとともに、NPO等と連携し、先輩移住者や関係人口の広域的なネットワークを構築。移住者等の悩み事に広域的に対応し、移住検討段階～移住後のフォローを実施

■交付金により実施する事業

＜移住者受入・活躍応援事業＞（府）

条例に基づき、市町村が移住促進特別区域に地域の特色を生かした移住者を呼び込む事業計画を策定し、その計画に沿った活躍応援拠点を定め、住民の交流を促進する等移住に繋がる施策を支援

＜地域の受入体制の整備＞（府）

移住者受入のために活動する地域団体に対し、情報発信や空家実態調査等の支援を実施

＜地域ツアーの開催＞（府：広域振興局）

市町村や地域企業と連携し、空家見学や先輩移住者等と交流を持つことで移住について具体的に検討するためのツアー、田舎ぐらし体験を開催

＜上記と連動する各市町村事業＞

移住検討者や関係人口が移住を検討するために地域に訪れる機会づくり等を実施

（５）移住者の「職」への支援＋関係人口の取込

地方創生拠点整備交付金や地方創生テレワーク交付金等によって整備する地域拠点を活かし、テレワーク等の新たな働き方による副業人材の呼び込みや、都市部企業と地域の関わりの創出等、人の移動を含めて見直し、関係人口の取込を行うことで、地域における新たな仕事づくりや環境を整備。

■交付金事業外で実施：本事業と連携

＜テレワーク拠点の設置・コワーキングスペースの併設等＞（市町村）

デジタル田園都市交付金等を活用し、拠点を設置・支援

＜ワーケーション推進エリアの設定＞（府）

JR西日本、（株）Kabuk Styleと連携し、丹後地域・中丹地域を重点エリアに設定し、圏外からのワーケーション受入体制を構築

■ 交付金により実施する事業

＜移住者受入・活躍応援拠点の整備（再掲）＞（府）

条例に基づき、市町村が移住促進特別区域に地域の特色を生かした事業計画を策定し、その計画に沿った活躍応援拠点を定め、移住促進と地域活性化の両立を図る場合支援

＜ワーケーション推進エリアにおける関係人口づくり＞（府）

企業研修や大学のゼミ合宿の進出可能性調査を実施するとともに、市町村が整備したテレワーク施設の活用をセットにしたお試し利用の誘致とその後のネットワークづくりを実施

＜お試し就業支援による移住体験＞（府）

就業体験だけではなく、地域住民との交流等移住生活体験が可能なインターンシップや、地域企業の外部人材の募集及びマッチング等を実施

＜上記と連動する各市町村事業＞

移住者が仕事を確保するための仕組みづくりや、関係人口を取り込む等、地域特性に沿った新たな仕事づくりを実施

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

条例に基づく5年間の集中的な事業実施により移住者に選ばれる地域づくりを府域に展開する。基盤づくりは5年間で終了し、その後はその基盤を活かした各自治体・DMO等による移住・若者定着に係る施策へ移行することで、移住者が移住者を呼ぶ好循環とこれによる人口転出超過の減や雇用拡大による住民税等の税収を確保し、自立的運営を目指す。

【官民協働】

行政は各市町村における「移住促進特別区域」の設定と「移住者受入・活躍応援計画」の策定により、移住者や関係人口の活動を活かし、各市町村全体への地域活性化の波及を計画、5年間で集中的にその基盤を整備する。また、商工会議所、商工会と連携して今回の施策で増加した移住者の仕事づくりと同時に移住者や関係人口の起業・創業を支援することで地域そのものの就業可能人口を更に拡大させることを図る。地域振興公社（DMO）はそれぞれの稼ぐ力に着目した地域づくりを本事業と連携して行うことで相乗効果を拡大、JRや金融機関はそのネットワークを活かして他地域からの人や企業の流入と地域間交流を仲介する等の分担のもと、各事業を展開する。

【地域間連携】

京都府は、府条例により「特別な対策を講じる必要性があること」を条件として、地域や各市町村がテーマを設定して取り組む移住促進特別区域を各地で指定、他の地方創生事業と連携しつつ各広域振興局（府機関）を核に広域的な各市町村連携により事業効果の最大化を図る。また、各地域（各市町村）はその地域特性や立地を活かしながら移住受入に取り組みつつ、それぞれが個性的な特徴を打ち出すことで、京都府内全体で見ると様々な移住ニーズに対応できる地域が地域内で見つかるという状態をつくり、府外の移住希望者へのPRポイントを強化しつつ、各市町村の考えるまちづくりと必要な地域創生施策を実施するという役割分担で事業を実施する。

【政策・施策間連携】

条例の趣旨である地域創生施策の総合的な展開と移住施策の連携を強固にしつつ、特に①各市町村に重点エリアを設定した移住者及び関係人口の流入②起業・創業支援による雇用創出及びテレワークの推進による就業人口の拡大、③関係人口の地域への呼び込み・若者の定着促進を相互に関連させ、「人口増・地域の担い手確保」「仕事づくりによる就業人口の拡大」「若者の地域定着促進」を三位一体で行うことによる相乗効果を得、将来の人口の確保を図る。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

テレワーク施設、サテライトオフィス等デジタル関連施設と連携した交流、就業、起業支援等によるまちづくり

理由①

「転職なき移住」のあり方を発信するとともに、デジタル関連施設を活用して地域企業等との交流を促進。一方でオンラインセミナー等による就業、起業支援等によって地域に担い手と呼び込むことによりまちづくりを進める。

取組②

既存の広域MaaSと地域資源（カーシェアリング、研修施設、宿泊施設等）との連携による地域活性化

理由②

地域資源等の地域情報を都市部へ発信・共有することによって地域への人の流れを増加させ、地域活性化を図る。

取組③

デジタル化による関連情報の一元化及び公共交通や公共施設等のデジタルメディアにおける発信

理由③

住民と協働したまちづくりを行うことができるプロジェクト等、地域情報を都市部の地域に関心がある者に対して発信することで、地域課題に取り組む関係人口の創出や移住を促進し、地域活性化を図る。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4－2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【地方公共団体名】	【外部組織による検証】					
	【検証時期】		【検証方法】	【外部組織の参画者】	【検証結果の公表の方法】	
京都府	毎年度	8	月	「京都府総合計画推進会議」において、個々の事業のPDCAサイクルに基づく検証	【産】(株)アウルコーポレーション、京都府生涯現役クリエイティブセンター、Flora(株) 【学】(公財)国際高等研究所、佛教大学、京都大学大学院人間・環境学研究所、京都大学防災研究所、総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター 【金】(株)京都銀行 【公】京都府市長会、京都府町村会 【その他】華道家元池坊、(一社)京都府医師会	HP等で公表
京都府京都市	毎年度	9	月	京都市事務事業評価委員等により、PDCAサイクルに基づく一体的な効果検証を実施	有識者、企業役員、市民公募委員等で構成	HP等で公表
京都府福知山市	毎年度	9	月	「福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議」において、事業の進捗及び成果報告を行い、それに対する有識者の意見を聴取し、事業の見直しを実施	公共職業安定所、日本政策金融公庫、大阪市立大学大学院、産業支援センター等	HP等で公表
京都府舞鶴市	毎年度	8	月	産官学金労言等で構成する「舞鶴市みらい戦略推進会議」において、PDCAサイクルにより検証。また、推進会議では、民間を中心とした分科会による新たな政策提案や、市民からの意見募集等も行うこととしており、これらも踏まえ、必要に応じた見直しを行い施策を推進	商工会議所、農協、観光協会、職業安定所、地元高校、地方銀行・信用金庫、地元新聞社、自治会連合会、青年会議所、公共交通機関等	市ホームページで公表

京都府綾部市	毎年度	9	月	綾部市創生有識者会議にて、PDCAサイクルを通じて評価・検証内容に応じた見直しを実施	【産】綾部商工会議所、京都丹の国農業協同組合、綾部市観光協会 【官】福知山公共職業安定所綾部出張所、綾部市 【学】京都産業大学、京都府立綾部高等学校 【金】京都銀行綾部支店、京都北都信用金庫綾部中央支店、日本政策投資銀行関西支店 【労】綾部勤労者福祉協議会 【言】あやべ市民新聞社 【市民】綾部市自治会連合会、綾部市男女共同参画審議会、綾部青年会議所、地域子育て支援センター	H P 等で公表
京都府宮津市	毎年度	8	月	宮津市総合計画等有識者会議において、事業実施後のK P I の検証、各主体の役割分担と地域活性化につながる取組等の評価を行い、目標に達成しない場合は、事業全体の計画を修正し、次年度以降の実施計画に反映させる。	自治会関係者、金融機関関係者、報道機関関係者、商工団体関係者、社会福祉団体関係者、観光団体関係者、農林水産団体関係者、労働者団体関係者、行政機関、大学関係者等	市ホームページ等で公表
京都府亀岡市	毎年度	9	月	宮津市総合計画等有識者会議において、事業実施後のK P I の検証、各主体の役割分担と地域活性化につながる取組等の評価を行い、目標に達成しない場合は、事業全体の計画を修正し、次年度以降の実施計画に反映させる。	亀岡市総合戦略推進会議 委員：亀岡商工会議所、京都府南丹広域振興局、京都産業大学現代社会学部教授、亀岡金融会、連合京都中部地域協議会、京都府宅地建物取引業協会、市民公募	H P 等で公表

京都府城陽市	毎 年 度	9	月	産官学金労言による有識者及び地域住民による「城陽市まち・ひと・しごと創生有識者会議」においてPDCAサイクルによる検証を実施	[有識者会議]【産】城陽商工会議所専務理事【官】京都府【学】京都大学名誉教授、京都産業大学教授、京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員、京都府立大学教授【金】京都銀行城陽支店長【労】星和電機㈱労働組合執行委員長【言】京都新聞南部支社長【その他】公募委員（地域住民）等	市ホームページ等で公表
京都府京丹後市	毎 年 度	9	月	本市の総合戦略に基づく事業については、毎年度KPIの進捗状況を確認し、PDCAサイクルによる事業の見直しを行うこととしている。この進捗状況については、産官学金労言の外部委員で構成される「京丹後市総合計画審議会」に報告し、達成度の検証を行うこととしている。	京丹後市商工会、京都府丹後広域振興局、京都産業大学、京都銀行、連合京都北部地域協議会等	市ホームページ等で公表

京都府南丹市	毎年度	8	月	南丹市地域創生会議によりKPI に対する単年度ごとの達成度をもとに検証を行う。未達の場合については、事業の見直しを行う。	【産】南丹市美山観光まちづくり協会、京都府指導農業士 【官】京都府 【学】京都府立大学 【金】京都銀行 【労】連合京都 【言】KCNなんたん 【その他】二本松学院、南丹市女性ネットワーク会議、市民公募委員	H P 等で公表
京都府和束町	毎年度	9	月	和束町まち・ひと・しごと創生推進会議で検証	福知山公立大学法人、京都やましろ農協、京都府、京都銀行、京都中央信用金庫、京都田辺公共職業安定所、和束町雇用促進協議会、和束町活性化センター、恋茶グループ、N P O 法人和束ティーフレンズ、住民代表及び各新聞社への意見照会を実施	H P 等で公表
京都府京丹波町	毎年度	6	月	京丹波町創生戦略の外部有識者会議として位置づける京丹波町総合計画審議会において、年度ごとの事業実績に基づくK P I などの事業評価を行い、意見集約をもとに事業改善を行う。(K P I の追加、事業内容の修正など)	【産】京丹波町商工会 【学】京都府立大学 【金】京都銀行 【労】連合京都中部地域協議会 ≪町議会議員(3 名)、京都府立大学、町教育委員、町農業委員、各種団体委員(区長会、女性団体、森林組合、まちづくり法人、観光協会、商工会、民生児童委員)、京都銀行、京都新聞、住民自治組織、町内企業、I ターン者(女性3 名)	町HP、町ケーブルテレビ文字放送等
京都府与謝野町	毎年度	8	月	地域住民、産学金等により構成する与謝野町総合計画審議会及び与謝野町産業振興会議において、本事業についてPDCAサイクルによる検証を実施する。	大学教授、観光関係者、織物関係者、農業関係者、子ども・子育て関係者、教育関係者、まちづくり団体、地元金融機関など	ホームページで公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 2,036,668 千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日 から 2027 年 3 月 31 日 まで

※企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2027 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に
7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。